

年　組

保護者様

令和　年　月　日

青梅市立友田小学校

校長　藤原　輝正

## 出席停止のお知らせ

お子さんは、学校保健安全法第19条に基づいて出席停止の扱いになりますので、医師と相談の上、ご家庭で適切な処置をとられますようにお願いいたします。

なお「出席停止」は欠席扱いにはなりませんので、ご家庭で安静にしてください。

医師より、登校の許可がおりましたら下記の報告書を保護者の責任において記入、押印の上、学校に提出して下さい。なお、医師が記入の場合は費用がかかります。

下記の報告書は保護者の方がご記入下さい。

### 報告書

青梅市立友田小学校長殿

年　組	児童氏名	
病　名		
インフルエンザの場合		
熱が下がった日 (　　月　　日　曜日)		
期　間	令和　年　月　日	～　年　月　日
受診した 医療機関名		

上記医療機関より登校許可がありましたので報告します。

令和　年　月　日

保護者氏名

印

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条)

令和 5 年 5 月 8 日改正

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿瘍疹(とびひ)